

東京都犯罪被害者等支援施策検討委員会（令和6年度第1回） 議事録

○日 時 令和6年7月18日（木） 午前10時00分から午前11時30分まで

○出席者 ※◎は座長、○は座長代理

（委員） 浅野 敬子 武蔵野大学通信教育部人間科学部 講師

○飛鳥井 望 公益社団法人被害者支援都民センター 理事長

糸賀 美恵 全国犯罪被害者の会（新あすの会） 会員

大塚 淳子 帝京平成大学人文社会学部 教授

◎椎橋 隆幸 中央大学 名誉教授

清水 卓 弁護士（しみず法律事務所）

（オブザーバー） 中村 和弘 警視庁総務部企画課犯罪被害者支援室長

（事務局） 豊田総務局理事（人権担当）、若林人権部長、齋藤被害者支援連携担当
課長、山根課長代理

【議事内容】

（若林部長）

本日はお忙しい中、令和6年度第1回東京都犯罪被害者等支援施策検討委員会にお集まりいただきましてありがとうございます。私は本日の司会を務めさせていただきます、東京都総務局人権部長の若林と申します。よろしくお願いいたします。

会議の開催に先立ちまして、議事進行の取扱いと配付資料につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

（事務局）

事務局よりご説明いたします。本会議は設置要綱第5条第3項に基づき公開としております。議事録についても全文、それぞれの発言者の氏名を入れ、配付資料とともに東京都のホームページで公開する予定でございます。つきましては、被害者等の個人名や団体名が特定されないよう、ご発言にご留意いただきますようお願いいたします。

議事録につきましては、事務局で議事録案を作成し、発言者の皆様にご確認させていただきますので、お忙しいとは存じますが、ご協力よろしくお願いいたします。

では、本日の資料について確認させていただきます。本日の資料は、資料1から資料5まで5種類あります。そして参考資料として「東京都犯罪被害者等支援施策検討委員会設置要綱」、それと「委員名簿」。以上でございます。

では、事務局からは以上です。

(若林部長)

続きまして、会議の開催に当たりまして、東京都総務局人権担当理事の豊田から一言ご挨拶申し上げます。

(豊田理事)

東京都の総務局人権担当理事の豊田と申します。

本日はお忙しい中、東京都犯罪被害者等支援施策検討委員会にご出席くださいまして、誠にありがとうございます。また、委員の皆様におかれましては、日頃より犯罪被害者等の支援施策の推進に当たりましてご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。今年度の開催に当たりまして、一言ご挨拶させていただきます。

令和5年の全国の刑法犯認知件数は、前年から10万件増加しまして、約70万件を超えました。東京都においても、前年比で1万件増の約9万件と高い数値で推移しておりまして、都としましても、犯罪被害者やそのご家族、ご遺族などに対する支援に着実に取り組むことが求められてございます。

令和3年2月に策定いたしました、第4期東京都犯罪被害者等支援計画につきましては、来年度が計画期間の最終年度となっております。東京都では、第4期の計画に基づきまして、関係機関のどこを起点としても必要な支援につながり、適切な支援を受けられるよう、総合的な支援体制の整備を推進してまいりました。

さらに、昨年度は、子供・保護者専用性被害相談ホットラインですとか、SNS相談を開設いたしまして、若者がより相談しやすい環境整備に取り組んでいるところでございます。

しかしながら、犯罪被害者等の実態や国における犯罪被害者等支援の一層の推進についての議論、あるいは性犯罪・性暴力対策のさらなる強化の方針等も踏まえまして、今後も関係機関との連携を一層深め、きめ細かな支援を実施していく必要がございます。

そのためには、被害者支援に深い知見をお持ちの皆様方から、専門的なお立場からご意

見を頂くことが不可欠でございます。委員の皆様には、ご多忙のところ大変恐縮でございますけれども、昨年度に引き続きまして、東京都が取り組むべき施策等について、忌憚のないご意見を頂ければ幸いです。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

(若林部長)

続きまして、委員のご紹介でございます。本日は、新たな任期での第1回の開催でございますので、委員の皆様に簡単に自己紹介をお願いしたいと思います。各委員のお名前等につきましては、参考資料2「委員名簿」のとおりですので、そちらをご覧になっていただければと思います。

また、本日は警視庁犯罪被害者支援室の中村和弘室長にオブザーバーとして参加していただいておりますので、併せて自己紹介をお願いしたいと思います。

では、お手元の「委員名簿」の順番に沿いまして、浅野先生からお願いできますでしょうか。よろしくお願いいたします。

(浅野委員)

武蔵野大学の浅野敬子です。公認心理師、臨床心理士として、臨床や研究では性暴力被害者の方の支援とケアを中心に行ってきております。どうぞよろしくお願いいたします。

(飛鳥井委員)

被害者支援都民センター理事長の飛鳥井でございます。長らくこの東京都の被害者支援に携わっておりますけれども、引き続き今期もよろしくお願いいたします。

(糸賀委員)

糸賀と申します。私は先生方と少し違い、23年前になりますけれども、殺人事件で息子を亡くしたという立場から、以前は「あすの会」とか、支援センターの自助グループで、今は「新あすの会」という会に携わりながら、被害者が少しでも楽になる方法を考えながら活動しております。よろしくお願いいたします。

(大塚委員)

帝京平成大学の大塚と申します。社会福祉士、精神保健福祉士でございます。被害者支援については、自治体の皆さんの支援体制整備に関する様々なところで協力をさせていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

(椎橋委員)

中央大学名誉教授の椎橋と申します。全国被害者支援ネットワークの理事長も務めております。東京都の被害者支援関係の仕事にもかなり長く関わらせていただいております。今回もどうぞよろしくお願いいたします。

(清水委員)

弁護士の清水と申します。私は第二東京弁護士会の犯罪被害者支援委員会で長らく支援活動に関わらせていただいた関係で、本日ここに来させていただいています。実際に都が導入している施策等も利用して被害者の方のサポート等に当たった経験も活かして、今日の委員会を充実したものにできればと思っていますので、どうぞよろしくお願いいたします。

(中村室長)

警視庁の犯罪被害者支援室の中村と申します。施策検討委員会には今回で3回目の出席をさせていただきます。引き続き、東京都をはじめ、各機関、団体と連携して、よりよい支援ができるように取り組んでまいります。よろしくお願いいたします。

(若林部長)

皆様、どうもありがとうございました。以上でご紹介は終わります。

それでは、早速議事に入らせていただきます。議題1「座長の選出」ですが、本委員会の座長につきましては、東京都犯罪被害者等支援施策検討委員会設置要綱第3条第2項に基づきまして、委員の互選となっております。互選ということですので、ご推薦がございましたらどなたかご発言をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

では、飛鳥井委員、お願いします。

(飛鳥井委員)

前任期の検討委員会におきましても、椎橋委員に座長をお務めいただきましたので、今期につきましても、引き続き椎橋委員にお願いできればと思うのですが、いかがでございましょうか。

(若林部長)

ありがとうございます。ただいま椎橋委員を座長にご推薦するご発言がありましたが、ほかにいかがでしょうか。

よろしいですか。ほかにご意見がなければ、椎橋委員にお願いしたいと思います。ご異議はございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

(若林部長)

ありがとうございます。それでは、椎橋委員にお願いしたいと存じます。それでは、座長の椎橋委員にご挨拶をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(椎橋座長)

委員の皆様にご賛同いただきましたので、身に余る大役ではございますが、謹んで座長を務めさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

東京都におかれましては、従来の被害者支援について重要な役割を果たされてきました。令和2年度には条例が制定されて、また新たな形で支援の幅を広げ、内容を充実させ、先ほど豊田理事のお話にもありましたように、まさに都民にアクセスしやすい形での被害者支援というものが充実されてきていると思います。

近年は警察庁を中心にして、被害者支援の一層の充実を図るという動きがございます。その中で経済的支援等に加えて、地方における途切れのない被害者支援の整備・充実ということがうたわれておりますけれども、そこにおきましては、各都道府県が犯罪被害者等支援コーディネーターという役割を果たすことになっておりまして、まさにこの途切れのない支援の中心的な役割を都道府県が担うことになっております。東京都は、首都として全国から注目されているところでございますし、これまでの実績に加えて、今後どのような

展開を見せていくかということは非常に重要だと思っておりますので、私も微力ながら座長としてその役割を果たしていきたいと思います。事務局、委員の皆様におかれましては、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

(若林部長)

ありがとうございました。続きまして、同要綱第3条第3項におきまして、座長があらかじめ指定する委員が職務を代理するという規定に基づき、座長代理を置く必要がございます。椎橋座長、いかがでございましょうか。

(椎橋座長)

飛鳥井委員にお願いできればと思いますが、いかがでしょうか。

(飛鳥井委員)

承知いたしました。

(椎橋座長)

よろしくお願いいたします。

(若林部長)

ありがとうございます。それでは、これより先につきましては、椎橋座長に進行をお願いしたいと存じます。よろしくお願いいたします。

(椎橋座長)

かしこまりました。それでは、議事を進行してまいりたいと思います。本日の議題はお手元の次第にありますとおり、東京都の犯罪被害者支援事業についてでございます。ここにある(1)「主な実績と取組予定」、それから(2)「犯罪被害者等の実態に関する調査の実施」につきまして、まず事務局より配付資料の説明を一括してお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(事務局)

資料 1 から 5 により説明

(椎橋座長)

ありがとうございました。ただいま事務局から東京都の犯罪被害者等支援事業についてご説明を頂きました。

それでは、これより委員の皆様方からのご質問や確認事項、あるいは意見交換をしたいと思います。犯罪被害者等の支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために、第 4 期支援計画の各施策の取組状況や犯罪被害者等の実態に関する調査の実施等につきまして、委員の皆様方から忌憚のないご意見をお願いしたいと思います。

なお、円滑な進行のためにご発言は順番にお願いし、質問事項等への回答は最後にまとめて事務局からご発言いただくようにしたいと思います。

それでは、飛鳥井委員から順に大塚委員、浅野委員、清水委員、糸賀委員、この順番でお願いしたいと思います。それでは、飛鳥井委員、お願いいたします。

(飛鳥井委員)

飛鳥井でございます。とても詳しい報告、ありがとうございました。支援計画も 3 年間過ぎまして、お伺いして大変着実に各施策が順調に進展しているかと思います。私から、4 点ほどお伺いしたいことがございます。

1 番目は、総合的な支援体制に向けた整備ということで、国においても 1 つの重要な施策として力を入れるところだと思います。東京都は既に支援計画に盛り込んでおりますが、1 点目は、総合支援会議が 8 回開催されたということですけれども、新たな取組としてこのような会議を設けたところで、連携という点で、こういうところは確かに役に立ったという点と、それから引き続きこういうところがまだ課題として残されているなというところがあれば、ご教示いただければと思います。

それから、2 番目が、これも新たな施策として設けられましたコーディネーターの方ですね。大変活躍していただいて、順調に件数も伸びているということで、とても良かったと思います。先ほどのご説明の中でも、都民センターがあり、それから SARC 東京があり、基礎自治体があり、様々な団体との更なる連携を求められるということですが、コーディネーターの方が関わって特に重要な役割を果たしたとか、特に力を発揮されたような

具体例があれば、教えていただければと思います。

それから、3番目が、施策の38番ですね。被害者の手引きと同時にリーフレットを広報啓発資料として取り上げられていました。最近はデジタル化がいられていますので、なかなか紙媒体だけでは行き渡らないところがありますし、最近は大人でも子供でも、特に海外の方でも、まずスマホで検索するという時代ですので、ぱっとスマホでこの東京都の被害者支援の情報も得られるような取組というものが、これからは必要になってくるかと思っています。広報啓発資料のデジタル化について、何かお考えがあれば、お聞かせいただければと思います。

4番目が、施策の122番の安全教育プログラムで、学校の教員向けの研修なども大変充実しておられるということなのですが、公立高校中心ということですので、私立学校にどのようにアクセスしていけるものなのか。これもなかなかハードルが高いと思うのですが、私ども都民センターの経験でも、最近、私立高校在籍の被害者の方の件で連携し、教職員の方とオンラインでのケア会議などを開いたことがあります。私立学校の方も実際情報を求めておられるのですね。被害者支援についてあまりよく知らなかったのも、非常にありがたいと言われたので、うまくアクセスできれば、貴重な情報交換ができるかと思います。どのように私立学校にアクセスしていけるかということについて、今後工夫の余地があれば、教えていただければと思います。

以上、4点です。

(椎橋座長)

ありがとうございました。続きまして、大塚委員、お願いいたします。

(大塚委員)

ありがとうございます。今、飛鳥井委員が言われたことは、私も全く同じことを考えていたので、そこを省いて重ならないところで質問と意見を言わせていただきたいと思います。

まず、順調に進捗しているということで大変うれしく報告を聞かせていただきました。その中で、資料2でありましたように、付添支援が増えて支援員の負担も増加しているとのことでした。付添支援の中身が、こういったところに、こういった事案で増えているのかがわかるとありがたいなと思いました。今後一層広報にも取り組むということで、相談

や付添支援がさらに増えていくと考えられますが、これに東京都のコーディネーターや東京都の窓口の支援者が対応すべきなのか、いずれは、区市町村の支援につなぐための初期段階として行っているものなのかがわかると良いと思いました。件数が増えていくと人員のパンクが懸念されるので、体制をどうお考えなのかが質問です。

次に、資料３－２で、多くの実績がご報告されたのですが、先ほど総合支援会議やコーディネーターによる支援について飛鳥井委員からもご質問がありましたが、コーディネーターの成果の概要をお示しいただけるとありがたいです。また、推進会議の開催は１回とのことですが、主要テーマ、主要課題についても知りたいと考えます。

研修参加者が１２０人には至らなかったということですが、一生懸命取り組んでくださっていて、おそらく参加者の方にアンケートをとられていると思います。参加者の反応というのでしょうか、研修を受けてみて、どういうところが良かったとか、課題が見つかったということがあれば、その概要をお聞かせいただけるとありがたいです。

区市町村窓口への訪問・助言についても、具体的な課題や傾向がわかるとありがたいです。

そして、実態調査をこれから実施するということですが、被害者の置かれた状況等を伺いする中で、例えば被害に遭ったことにより転居を余儀なくされた方については、自治体が変わることもあり、転居時の課題を聞いていただけると良いと思いました。また、区市町村向け調査のところで、他機関との連携について伺う項目は、おそらく総合的対応窓口に対しての質問だと思うのですが、窓口ではない部署からの窓口との連携の在り方も聞いて頂けると、窓口の課題が見つかるのではないかなと思いました。

資料３－２でお示しいただいた施策の柱３で、経済的負担の軽減で、見舞金や転居費用など、充実が図られてきていると思います。一方で、被害者支援に関する条例を制定済み、あるいは検討中の区市町村も増えてきています。私自身も、ある区市町村の条例策定委員を務めておりますが、皆さんおっしゃるのが、区市町村がこれから条例を作り、経済的支援策を開始しようとするときに、都や県の支援策と重なると後で返納が必要になってしまう。そもそも国や都道府県の経済的支援策では足りないので、上乘せをするという形で考えたいと皆さんおっしゃるのですが、例えば区で助成金を支給したら、都の分は後で返還という話になる。これは今後の検討課題だと思うのですが、ぜひ考えていただきたいというのが、意見の１つです。

もう１つ、学校の教員に対する研修ですが、先ほど飛鳥井委員からも出たように公立の

学校が中心なのですが、実は大学生でも、例えばストーカー被害やねずみ講など、若者ならではの被害に遭うことがあります。東京都が大学へアプローチするというのは非常に難しいだろうと思うのですが、東京には大学や専修学校も多くありますので、これらも視野に入れていただけると良いと思いました。例えば自殺対策は、若者の自殺が増えていることもあり、都が大学向けの取組を始めていますので、被害者支援においても普及啓発などをご検討いただけると良いと思いました。

以上です。ありがとうございます。

(椎橋座長)

どうもありがとうございました。続きまして、浅野委員、お願いいたします。

(浅野委員)

浅野です。私も令和5年度の実績を伺いまして、積極的に新しいことをしていただくなど、全体的にとっても被害者の方の状況に寄り添った支援を進める方向で実施されていると思いました。

来年度は支援計画の最終年度ということで、特に来年度の計画に関するところで、意見というか感想になるかもしれないのですが、1つは、飛鳥井委員からもご発言いただいたところなのですが、東京都犯罪被害者等総合支援会議は回数を増やして取り組まれていることで、ここに支援に当たっての様々な課題が集約されていると思いますので、次期支援計画を策定するときの参考にできるように、ぜひ情報を取りまとめていただくと良いと思いました。

もう1つが、都内における刑法犯の認知件数を報告いただいたところなのですが、刑法が改正されたことが関連していると思いますが、不同意性交等罪と不同意わいせつ罪の件数が増えているということで、これは刑法が改正されたから被害が増えたというよりは、やはり被害を申告しやすい状況になった、被害届を出しやすい状況になったことが考えられると思います。性暴力被害者には、今、ワンストップ支援も行われていて、被害後急性期と言いますか、被害直後からの支援が特に重要というところは変わらないと思うのですが、刑法が改正されたことで、過去の被害等についても、やはりあれは被害だったのだということを認識するようなこともあると思いますし、そもそも性暴力被害の場合、時間がたってからしか申告できないという状況がありますので、この資料5の調査項目の①

②の２の「被害の状況について」のところで、調査項目を検討いただければと思います。
例えば、産婦人科等の病院を受診の際に被害について申告しないで受診している人もいれば、被害から時間がたってから相談している方もいらっしゃると思いますので、被害申告して受診しているか、相談した方は被害後どれくらいの時期に相談できたかというところも併せて調査ができると、次の計画にも活かせるのではないかなと思いました。

ここに関連して１つ質問なのですが、過去の性暴力被害者への支援というところでいうと、どのような支援が現時点で活用できるかというところを少し整理してお伺いできればと思います。

以上になります。

(椎橋座長)

ありがとうございました。それでは、続きまして、清水委員からお願いいたします。

(清水委員)

各委員の方々がおっしゃったことは最もだと私も感じております。その他の重ならないところでご質問させていただければと思います。

少し実務的な視点になってしまうのかもしれませんが、資料３－２の施策の３の経済的負担の軽減に支援実績が書かれているのですけれども、様々な負担軽減の制度があるということはわかるのですが、どのような場合に支給ができたのか、あるいは相談・問合せはあったが支給できなかった案件はどのようなネックがあったのかということ、事例を特定されないような形で説明していただけると、我々実務家がサポートさせていただくに当たって非常に有益なので、もし可能であればご検討いただければなと思っていますところ、まず１点あります。

あとは資料３－２の相談について、電話相談、面接相談があるのですが、最近技術の発展もあって、Web相談、オンライン相談も可能ですが、実務家として相談を受けている実感としては、やはり電話はしやすいと。いきなり面接に行くのは難しくても、その間の顔が見える形で相談を受けることによって向こうも信頼できるという、つなげる役割ができます。特に若い世代の子はやはりそういうところに長けていて、オンライン相談ができますかと聞かれることもあります。そのため、そういう間を設けるとより支援が増えていきますし、充実していくのかなと思っています。

あと、東京都といってもすごく広うございますので、特に区部は物理的にも連携がしやすいのかなと思うのですが、区でない市とかですね、あと島とか、そういうところとの連携をどのように意識的にされているのかなという点が質問です。

あとは、性被害といっても、やはり典型的に皆さんが考えてしまうのが、男性が女性に被害を負わすというところなのかもしれませんが、最近は同性同士の被害もあって、同じ性被害といってもサポートの仕方、例えば女性だと思って女性支援員が当たれば良いとすると、逆に男性の性被害が言えなくなってしまうたりするので、こういった時代の進展に合わせた支援体制について、どう意識されているかお伺いしたいと思います。

以上です。

(椎橋座長)

ありがとうございました。それでは、最後になりますが、糸賀委員からお願いいたします。

(糸賀委員)

よろしくお願いいたします。皆さんが言われたことはとても大切だと思います。先ほど清水先生は顔が見える相談と言われたのですが、私は、性被害の方については、今の若い方は電話したりとか、顔を見たりというよりも、かえって最初のとっかかりはLINEか何かで相談したほうがしやすいのではないかと、そんな気がしました。

あと、例えば相談窓口の認知度は結構上がっているのだけど、結局「自分は被害に遭わない」と、一般の人はそう思ってしまうために、いざ被害に遭ったときに、それこそ友だちにでも相談してくれれば友だちが相談できる場所があるよと言えるのだけど、結局被害に遭う前は相談できる場所があるのだということが分かっているけど、実際相談できなくなってしまうという方も性被害なんかは特に多いかと思うのです。

先生が言われたように、性被害に遭ったことについて声を上げると、今の世の中では誹謗中傷につながってしまったり、なおさら傷つけられるような状態になってしまったり、そのような人も多いと思うのですよね。世の中デジタル化になっていくと、SNS等での誹謗中傷のように顔を見たら言えないとも言えてしまうという、そういう怖さがあるかと思います。

あと、都の事業とは関係ないかもしれませんが、昨年の12月から刑の執行段階における

被害者等の心情等の聴取・伝達制度が始まっているのですが、このような制度は例えば傷害であったりとか、私みたいな遺族とかであれば使えますが、ストーカーであったり、DVであったり、性被害の方はこのような制度がなかなか使えない。ただ使わないと、加害者が性犯罪を繰り返すことが多くなるということがとても気になっているのです。そういったときに、東京都も本当に一生懸命やってくれていると思いますけど、やはり皆さんがおっしゃるように身近に、各区市町村にそのような窓口があったら、もっともっと相談しやすくなるのではないかと考えております。

ありがとうございました。

(椎橋座長)

ありがとうございました。委員の皆様から順次ご発言を頂きました。全体としては、東京都の今までの取組については、順調な進捗状況であるという評価を頂きました。

そして、質問をたくさん頂きました。ご質問の中には共通するもの、それから関連するものもございます。その辺りを踏まえて、事務局からご質問に対して順次答えていただきます。その過程で委員の皆様からさらにご意見があれば、ご意見を頂くということで、自由な意見交換をしたいと思います。それでは、事務局から順次質問についてお答えいただきたいと思います。

(事務局)

事務局でございます。多岐にわたるご質問、ご意見を頂戴いたしまして、ありがとうございました。項目ごとにまとめたの回答とさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

まず、総合支援会議につきまして、役に立った点や課題についてご質問を頂いたかと思っております。総合支援会議につきましては、基本的には東京都や、総合相談窓口、あとは警視庁を基本としつつ、それだけではなく区市町村を含めた多機関が連携して、支援が必要な場合の支援プランなどを討議するものでございます。それ以外にも中長期的な支援を行っている場合に、経過の共有といいますか、裁判終結などの節目で今後の支援内容などを関係機関間で報告し、検討するものでございます。事例を挙げますと、法的支援ですとか、精神的ケアの実施、自治体間で転居される場合、複合的な支援を必要とされる場合など、必要に応じまして、司法手続をサポートしていただく弁護士の方や精神的ケアの担当者、

転居前後のお住まいの自治体の窓口などの支援関係者が一堂に会して、課題を共有し、連携していただくというところでございます。やはり関係機関の方に集まっていただけますので、その方の状況ですとか、必要とされている支援について、関係機関の間でスムーズに情報共有と意思統一ができる。途切れない支援をスムーズにすることができるという点で、非常に支援会議というものが役に立っているのかなというところでございます。課題といたしましては、やはり被害者支援は、多機関が様々なサポートをしている中、区市町村によってはもう少し支援の体制充実が必要なのかなというところはございますので、そういった点は浅野先生がおっしゃったとおりなのですが、5期計画に向けまして、課題として整理して、東京都としてどのように区市町村のサポートをしていくかというところがあるかと存じます。

続きまして、コーディネーターの役割などについてのご質問を何点か頂いたかと思えます。コーディネーターにつきましても、令和5年度に支援ケースが202件ございましたけれども、大半が都の経済的支援の制度利用のお問合せというのがまずきっかけとなっております。その経済的支援のお問合せをきっかけに、私どものコーディネーターが被害に遭われた方の状況をお伺いして、必要な支援につながっております。それ以外にも、逆に区市町村から我々のコーディネーターにお問合せいただいたりですとか、弁護士の先生方、あと警視庁からおつなぎいただいているような事例もございます。どのような役割を特に果たしているかというところなのですけれども、区市町村の窓口での対応件数は東京都全体から見ますと少なく、区市町村側も具体的にどのような支援をするのかというイメージや、ノウハウがなかなかたまっていないという課題があるのではないかと考えております。そういった点で、私ども東京都のコーディネーターは様々な知見を持っておりますので、その知見を持って区市町村の窓口も支援できるという点では、非常に大きな役割を果たしているのではないかと考えているところでございます。

続きまして、学校向けの研修・情報提供につきまして、こちらもご意見を頂戴していたかと思えます。特に飛鳥井先生から私立へのアピール、情報提供をどうするか、大塚先生から大学についてはどうかというご意見を頂戴しております。こちらにつきましても、我々としても課題として認識しているところではございますので、私立に関しましては東京都庁内に担当部署がございますので、そういった部署とも相談しながらどのように情報提供ができるのかというところは検討してまいりたいと思います。大学につきましては、なかなか難しいところでもございますが、何かできることがないかというところは検討し

たいと考えているところでございます。

関連して、大塚先生から、研修の参加者の反応、良い点、課題などについてご質問があったかと思います。研修につきまして、毎回アンケートをとっておりまして、研修の内容につきましては、非常に好評でございます。特に区市町村の方、都庁内の担当者、関係団体の方ですね。やはり犯罪被害者支援制度はどのようなものがあるかというところをご存じでない方もいらっしゃいますので、そういったことがあることを知れたところがよかったですと。また、研修の場では被害に遭われた方がどのようなことを課題とされているのか、どのようなことにお困りになっているのかというところも併せてお伝えしているようにしておりまして、それを踏まえて、今後自分の業務の中で被害に遭われた方のサポートをする場合に、どういったことに気をつけながら対応すればよいかということが分かったと非常に好評を頂いているところでございます。課題といたしましては、参加者数が伸びないというところはございますので、お忙しい方でも参加しやすいように、研修のオンライン実施ですとか、オンデマンド配信ですとか、そういった形でご都合のよいタイミングで参加いただけるように、引き続き工夫して取り組みたいと思っているところでございます。

あと広報に関しまして、紙媒体のみではなく広報のデジタル化というご指摘を頂いていたかと思います。こちらもおっしゃるとおりでございまして、特に若者に関しまして、なかなか紙媒体での広報で訴求できているかというところは課題として感じているところでございます。東京都といたしましても、窓口周知用のアニメーション動画なども作成しておりまして、動画を活用したSNS広告など、オンラインでの発信の強化というところは引き続き検討し、取り組んでいきたいところでございます。

お話が前後するのですけれども、大塚先生から付添支援の中身についてご質問を頂いていたかと思います。付添支援につきましては、総合相談窓口とワンストップ支援センターでそれぞれ行っていますが、総合相談窓口のほうでの付添先といたしましては、主に司法手続ですね。裁判所ですとか弁護士、警察などへの付添が主なものでございます。ワンストップ支援センターのほうでは、こちらは被害に遭われた後の急性期対応ということで、産婦人科などの医療機関ですとか、警察署あるいは弁護士などへの付添が主なものでございます。

続きまして、広報を強化すると、その分ご相談も増えて、体制がどうなのかというところと、東京都と区市町村の役割分担はどうかというご質問を頂いていたかと思います。

基本的に、ご相談はまず東京都の総合相談窓口やワンストップ支援センターでお受けしておりまして、その中で生活再建に当たり、生活面での支援が必要な場合は、私どものコーディネーターを経由して、区市町村のほうにおつなぎしていくという流れで現在総合的な支援体制を構築しているところでございます。引き続き、この総合的な支援体制という形は継続しつつ、それぞれがより力を発揮していけるようにということで、区市町村への支援を含め研修なども充実させていければと考えているところでございます。

あとは、実態調査の内容につきまして、大塚先生から、転居時の課題について把握してはどうか、区市町村の内部の連携についても把握してはどうかというご意見を頂きました。浅野先生からは、医療機関を受診された際に被害を申告されていたかどうか、被害に遭われてからご相談までどれくらいの期間がかかったかというところを把握されてはどうかというご意見を頂きました。こちらにつきましては、追加できるかどうか検討いたしまして、設問内容を見直してまいりたいと思います。

あとは、ワンストップ支援センターにつきまして、過去の事件の支援をどのようにというご質問を頂いていたかと思います。この点も私ども課題として認識しているところでございまして、お電話でのご相談はお受けしているところでございます。こちらにつきましても実態調査などで実態を把握しながらどのようなニーズがあるかというのはしっかり把握して検討してまいりたいと考えております。

続きまして、経済的支援につきまして、清水先生からこれが支給できたケースで、これが支給できなかったケースといったことなどをもう少し分かりやすく説明があると良いというご指摘を頂いたかと思います。こちらにつきましては、本日この場でとなりますとなかなかお伝えしづらい、公表できない部分もございますので、改めてこういった形で実務を担っていただいている方たちが迷わず我々の経済的支援をご活用いただけるのかというところで、もう少し分かりやすい説明を検討してまいりたいと思います。

清水先生からご相談について、Web相談が有効なのではというご質問を頂いていたかと思います。私の説明が不足しておったのですが、総合相談窓口のほうは、オンラインでの面談も一部対応しております。ワンストップ支援センターのほうも原則は対面でお願いはしているのですが、なかなかご自宅から外に出られない状況の方などもおられますので、そういった方につきましては、件数としてはあまり多くはないですが、オンラインでの対応も行っているところでございます。

順番が前後するのですが、経済的支援につきまして、大塚先生から区市町村などの上

乗せ、併給についてご意見を頂戴いたしました。こちらにつきましては、都の現状の制度では、都と同種の経済的支援と見なされる場合は、併給が難しい状況でございます。こちらにつきましてもご意見を踏まえまして、今後区市町村の状況ですとか、国の状況などもしっかり注視していきたいと考えているところでございます。

性被害につきまして、ご相談される方が女性に限らないというご指摘を清水先生から頂いたかと思えます。こちらにつきましても、まずワンストップ支援センターのほうで、女性に限らず男性の方、性的マイノリティの方からのご相談への対応の研修は実施しているところでございます。こちらの実態を把握しながら、こういった体制が適切なのかというところは継続して検討を重ねていきたいと思っております。

性被害に関してのご相談について、糸賀先生からLINEなど顔の見えない形のほうがご相談しやすいのではないかということをご指摘いただきました。我々もそのようなお声も頂戴しておりますので、昨年度からLINEによる性被害の相談窓口を開設しております。こちらを引き続きしっかりと運用していきたいと思えます。

また、糸賀先生から相談したことをきっかけとした、SNS上での誹謗中傷ですとか、いわゆる二次的被害のご指摘を頂戴したかと思えます。東京都としましても、都民の理解の増進というものが、必ずしも我々の支援策ですとか、窓口があることの広報だけではなくて、その被害に遭われた方がどのような状況に置かれて、どのようなことにお困りになってというところを含めて、いわゆる二次的被害の防止も含めた普及啓発に取り組むこととしておりますので、引き続き、そこは都としてもしっかりと取り組んでいきたいと思っております。

あとは、前後してしまいましたが、清水先生から、区だけではなく市ですとか、あと島しょ部との連携についてお話を頂きました。我々としては、区と区部以外で何か対応を変えているところはございませんので、ご相談がありましたら、区であろうが、市であろうが、島しょ部であろうが、しっかりと連携をして取り組んでいるところでございます。

それ以外にも糸賀先生から身近な相談窓口があると良いというご発言がございましたけれども、こちらにつきましては、我々の総合相談窓口、ワンストップ支援センターがございまして、そういったところの周知も進めまして、被害に遭われて相談先がないと悩んでいる方がいらっしゃったときに、我々の窓口にご相談いただけるようにしっかりと広報にも取り組んでいきたいと考えてございます。

以上で回答を終了させていただきます。

(椎橋座長)

ありがとうございました。各委員からのご質問に対して、事務局から東京都がどういう対応をしているかということをお答えいただきました。

それぞれの点について、どの点からでも結構だと思いますので、さらにご意見、ご質問があれば、お伺いしたいと思います。いかがでしょうか。

飛鳥井委員、どうぞ。

(飛鳥井委員)

糸賀委員からのご発言の中に、心情・伝達制度の話があったと思います。これは具体的には国の施策なので、ここでの討議とは少し色合いが違うのですが、ただ実際に被害者支援の中では、どうしても被害者の気持ちを加害者に伝えたいという心情伝達の問題が出てくるのですね。その思いがある中でいろいろなボタンの掛け違いがありますと、それによって被害者の方が精神的にダメージを受けることがあります。警視庁が主管しております被害者支援の連絡会のほうで、新たに刑務所ですとか、保護観察所ですとか、少年院を代表して矯正機関の方にメンバーに入っていました。今後は、都における被害者支援の現場でもいろいろな形で心情伝達の問題や要望があるといった場合は、連絡会の場でも具体的に矯正機関の方といろいろ調整していくことができます。矯正機関の方も、国が始めた施策ですので、今、とても一生懸命取り組んでおられるのですね。どうやってこの制度を使っていくかということで、むしろ現場からのいろいろなフィードバックは希望されていると思います。そういう場が東京都にもありますので、活用していけるのではないかと思います。中村室長、何か補足することがあれば、お願いします。

(中村室長)

警視庁の会議でも、刑務所から、心情・伝達制度が始まってからの運用状況について説明してもらう予定ですので、よろしくお願いします。

(椎橋座長)

大塚委員、どうぞ。

(大塚委員)

すみません、いろいろご回答ありがとうございます。今日の会議は進捗についてということなので、直接的には関係ないかもしれないですが、来年度、5期計画策定の際には間に合わないかなという思いもあり、言わせてください。浅野委員と一緒になのですが、計画を策定するときに、今どういう課題があるのかというのは今日お示しいただきましたけれども、具体、個別の事案は不要で、概況のところ結構なのですが、例えば研修だったらこんな課題があるとか、連携だったらこんな課題があるというのを少し整理していただいて、資料作成をしていただけると、私どもは大変助かるかなというのが1点です。

それに関連してなのですが、この間、教育部門とは可能な範囲でいろいろ取組をしてくているなと思うところなのですが、福祉部門とか介護部門とどうできるのかなということを考えています。私はいつもこの会議に出てくると頭の整理がつかなくなるのですが、縦割りにいろいろな制度が走っているので、文科省であれば、いじめ防止対策推進法という法律もありますし、福祉や介護では虐待防止とかがあります。今、非常にいじめや虐待が深刻になってきていて、犯罪といってよいレベルのものだと私は思っているのですが、記者会見とかを見ると、いじめだったら教育委員会が、福祉だったら障害保健福祉系のところが出てくるわけですね。犯罪とは全く無縁な印象があるのですが、都の中でもこれらの部署同士の連携をした上で、被害者支援の考え方を共有するとか、今後このようなことにも取り組んでいけないかなというところはとても気になりました。

もう1点、これもここで言うことではないなと思いながら、犯罪被害支援というのは、被害が起きて初めて動くのですよね。犯罪被害は突然遭うことが多いのですが、特に性的なところとか、力関係の問題がある人間関係上の犯罪というのは、場合によっては起き得そうな状況があって、いろいろ相談に乗ることがあるわけです。このときの不安とか恐怖というのは、再加害恐怖ではないのですよね。まだ起きていないのだけど、非常に恐怖心が強くて、生活支障も大きくて、だけどなかなか警察でも対応可能な範囲に限られていて、どこにどう相談したら良いのかが難しく、本当に守ってあげられないこと、守るための難しさがあります。ここの話題ではないなと思いながら、じゃあどこなのだというのがいつも悩むところで、つぶやきになってしまって申し訳ないのですが、発言したかったです。ありがとうございます。

(椎橋座長)

今のご発言の部分も重要ですよ。特に子供に対する性犯罪ということになりますと、犯罪が起こっても子供はなかなかそれに気がつきませんので、それをどうするか。時間をかけて被害が続いて行って、大人になってやっと被害だったということがわかるので、早い段階でそれが分かれば、早い段階で解決できる、あるいは予防にもつながるということがありますので、そういう意味で子供に対する啓発活動というのは、非常に重要ですよ。飛鳥井委員の話聞いて、そういう感想を持ちました。先生方のほうが専門ですけど、グルーミングといって、大人が子供に対して最初は非常に親切に対応して、親密な関係を作って、そして断れない状況にして性行為に及ぶということがありますので、それ以前のどこかの段階でストップさせることができればということは非常に重要だなと思いましたね。

それから、経済的支援の見舞金等の併給ができるかという問題ですけれども、これは本当に県によって違いますね。併給を認めるところと、認めないところがある。東京都の場合は、区市町村との関係で、どういう姿勢で臨まれるのか。都道府県のレベルでは事実上ほぼ全部が条例を作っていますけど、区市町村は3割くらいということで、条例を作ってくださいとか、あるいは作りたいという機運を盛り上げようとしている段階だと思います。そのときに見舞金の制度を作るかどうかというのも1つの大きなテーマだと思います。そのときに東京都としては、東京都が見舞金制度を持っているし、併給をしないというポリシーなので、区市町村は無理をして作る必要はありません。そういう姿勢で臨まれるのか、それとも、区市町村は区市町村で作っていただいて、どちらかで受けたら、その後のところでは受けられませんよという形で臨まれるか。あるいは、名称を別にして、事実上併給に近い形を容認する可能性もあるのか。要するに、区市町村が条例を作るときにどうしたら良いのかなと思ひ悩むこともあるのではないかなと思いますので、その辺りについて、どのように東京都は対応されるのかなということを教えてくださいました。

(事務局)

ありがとうございます。今、頂きました5期に向けてきちんと課題を整理するようになるところですとか、福祉との連携などについてご意見を承りまして、できることは検討してまいりたいと思っていますところでございます。

椎橋先生からも言われました子供の性被害に関する普及啓発についても、何ができるかといったところを、まずは検討を進めていきたいと思っています。

最後、ご質問いただきました併給につきまして、繰り返しの説明になってしまうのですが、現時点での東京都の制度では、全く同種の支給とみなされる場合は、併給は難しいという運用をしております。先生のおっしゃるとおり、区市町村側での条例制定ですとか、そういう動きがあることも承知しておりますので、その中で区市町村の状況も見守りながら、こういった在り方が適切なのかというところを今後検討していきたいところでございます。

(椎橋座長)

ありがとうございました。そのほかにいかがでしょうか。清水委員、どうぞ。

(清水委員)

ご質問になってしまうかもしれませんが、令和6年1月からLINEによる性被害相談窓口の開設をされているということなのですが、どういう形で広報されているのかを教えてくださいというのと、リーフレットを令和6年度も取り組まれるようなのですが、こういう新しい取組をしているということも盛り込んだ内容になるのかということをお伺いできればと思います。

(事務局)

ありがとうございます。LINEの相談窓口につきましては、子供・保護者専用性被害相談ホットラインの開設を含めまして、チラシを作成いたしまして、児童館ですとか区市町村などに配布をしました。今後SNS広告などを使って、若い方により直接届くように取り組んでいければと思っております。

リーフレットなどについては、順次内容を改正して新しい内容も盛り込みながら、改訂したものを配布するということにしております。

(椎橋座長)

そのほかにはいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、本日も活発な意見交換を行うことができたと思います。もし後で気がつかったことがありましたら、後日でも結構ですので、事務局にお伝えいただければと思います。

それでは、これで本日の議事は終了いたしました。最後に、事務局から何かございます

でしょうか。

(事務局)

事務局より2点ほど事務連絡がございます。1点目は、議事録についてでございます。議事録につきましては、冒頭で申し上げましたとおり、準備ができ次第委員の皆様にお送りいたします。発言内容についてご確認いただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

2点目は、今後のスケジュールについてでございます。次回の会議は来年度の開催を予定しております。来年度は第5期東京都犯罪被害者等支援計画を策定する年度でございます。合計3回ほど委員会を開催する予定でございます。第1回目は、今回と同時期と考えておりますが、詳細につきましては、また改めてご連絡差し上げたいと存じますので、どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

(椎橋座長)

ありがとうございました。第4期から第5期に移るということで、来年は3回開催するということですね。ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。本日はご出席、誠にありがとうございました。

— 了 —